

〈論文〉

承認・正義・再分配（下）  
——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性——

高田 純

〈目次〉

- I 「法哲学」の承認論のアクチュアリティ
  - 1 承認概念のアクチュアリティ
  - 2 ヘーゲルにおける承認論の意味
  - 3 後期ヘーゲルの承認論の位置
  - 4 「法哲学」における承認論の展開
- II 正義・再分配・承認の連関
  - 1 「法哲学」の承認論の意味
  - 2 ホネット・フレーザー論争
  - 3 ホネットの承認論理解
- III 法と承認
  - 1 自由意志と法
  - 2 法と正義
  - 3 承認の存在構造
  - 4 承認の客観面と主観面
  - 5 承認の段階
  - 6 水平的承認と垂直的承認 （以上「札幌大学総合論叢」第26号）
- IV 正義・福祉・承認
  - 1 法的承認と正義
  - 2 道徳的承認と福祉
  - 3 福祉と善
  - 4 人倫的承認と福祉
  - 5 家族における愛とケア
- V 市民社会における福祉と承認
  - 1 経済社会における福祉
  - 2 経済社会と道徳
  - 3 現実的承認と「表象における承認」
- VI 「普遍的資産の分与」と承認

- 1 市民社会の原則としての普遍的資産の分与
- 2 普遍的資産の不平等な分与
- 3 スミスにおける「普遍的富裕」 (以上『札幌大学総合論叢』第27号)

VII 市民社会の限界

VIII 承認の闘争と人倫の回復

IX 承認と再分配 (以上『札幌大学総合論叢』本号)

## VII 市民社会の限界

### 1 生計の偶然化

①すでにみたように (V-1-②), 個人が市民社会において経済活動の一環を担いながら, 自分の労働によって生計を立てることのなかに現実的な意味での承認がある。「個々人の欲求と [その] 満足を自分の労働によって, またすべての他の個人の労働および欲求の満足によって媒介されていること」が欲求の体系としての市民社会の基本特徴である (Rph. § 188)。「個々人の生計, 福祉……が, 万人の生計, 福祉……と絡みあい, ……このような連関において実現され, 保障される」(Rph. § 183)。市民社会においては「諸個人の生計と福祉の保障が, すなわち特殊的福祉が権利として扱われ, 実現されることを特殊性に対する現実的権利は含む」(Rph. § 230)。

しかし, 市場経済においては, 自分の労働の産物が他人に欲求に応じたものとなり, これとの交換によって自分の欲求を満足させることができるかどうかは, 偶然である。「欲求の満足は際限なく新しい欲求を呼び起こすが, その満足は外的偶然性と恣意とにあまねく依存するとともに, 普遍的威力 [市場の運動] によって制約されるので, 欲求の満足は偶然的である」(Rph. § 185)。「欲求の体系においてはそれぞれの個人の生計と福祉は一つの可能性として存在するにすぎない」(Rph. § 230)。

まず, 需要と供給の関係がたえず変動する。中・長期としては両者のあいだに均衡があるとしても (Rph. § 189Anm.), 短期的には両者の一致は偶然的である。このため, 経済活動をつうじた生計の維持は偶然的となる。「個人は, 自分の労働や勤労によって生計を立てると信じているが, あれこれの生産がもはや不要となり, 大きな階級の大衆が貧困に落ち込むことがある」(Rph.24/25. § 236,S.600)。「労働階級にとって収益の偶然性が増大する。利得は, ある時点ではきわめて大きくなるが, 他の時点ではまったく失われる」(Rph.24/25. § 243,S.608)。「人々のこの特定の部門によって産出される手段 [製品] がもはや売れず, その営業がいきづまるならば, ……商工部門の全体もこのような貧困に陥る

ことがある」(Rph.17/18. § 118Anm.)。「労働者が所属する産業の商品が不振に陥るばあいは、労働者は困窮に陥る」(Rph.19/20.S.159)。

外国との競争に敗れれば、産業部門全体が破滅することもある。「一国の産業はその生産物をつうじて外国へ広く及んでいるので、それによって個々の生産部門の繁栄は多くの偶然に委ねられる」(Rph.19/20. S .194)。「巨大な産業部門がとくに外国の事情や遠隔地との結合に依存しているため、普遍的な事前の配慮と指導を必要とする」(Rph. § 236)。「巨大な産業部門と、それと結合した個人の他の産業部門と他の個人への依存、また対外的競争への依存は普遍的な事前の配慮と指導を……必要とする」(Rph.17/18. § 120)。

②工場労働者についてはつぎのようにいわれる。生産の機械化は労働を単純化し、安上がりな労働力を求め、多数の熟練労働者を貧困に陥れる。「機械によって生計の道を失った労働者、とくに工場労働者は不満をもちやすい」(Rph.24/25. § 198.S.503)。また、機械化された単純労働に従事する労働者は別の労働に移ることが困難になる。「つねに唯一の抽象的労働をおこなう工場労働者は……別の労働に移るのがきわめて困難であり、工場は容易に倒産するので、悲惨な状態に容易に落ち込む」(Rph.17/18. § 104Anm.)。

生産の機械化はまた労働を単純化することによって、労働者の精神的能力の発達を阻害する。工場におけるこのような労働者の疎外について『法哲学』は直接に言及していないが、法哲学の諸講義においてはつぎのようにいわれる。「工場労働は鈍磨（愚鈍）Stumpfになり、工場〔機械〕に縛りつけられ、これに従属する。これが工場における人間の鈍磨化Abstumpfungという悲しむべき光景である」(Rph.17/18. § 101Anm.)。「分業がさらに〔進めば進む〕ほど、労働は精神を失い、機械的なものとなり、それは人間の地位を下げ、人間を労働の孤立的側面へ従属させる」(Rph.18/19. § 98Anm.S.314)。「分業においては労働者はますます鈍磨に、ますます従属的となる」(Rph.19/20.S.159)<sup>1)</sup>。

③ところで、ヘーゲルによれば、市民社会における現実的承認の具体的な内容は、すべての市民が「普遍的資産」の形成に参与し、その成果を分与されることにある (VI- 1, 3)。ヘーゲルがスマスの見解を摂取しながら、近代経済の原則を「普遍的資産の分与 Teilnahme an dem allgemeinen Vermögen」求めたことは卓見である。「普遍的資産」は、だれもが「その生計を保障するために、その教養と技能をつうじて、それに参与し、それを分与されるという可能性をもつ」(Rph. § 199)。すべての市民はこのことに対する権利をもっている。「普遍的資産」は、「だれに対しても開かれており、自分の欲求を満足させる人間の権利〔の保障〕である」(Rph.24/25. § 199.S.504)。ヘーゲルは市民の「生きる権利」を普遍的資産の分与と結合して理解する。ある年の講義においてはつぎのようにいわれる。「社会の普遍的資産は個々人にとって非有機的自然という側面をなす。この側面は、

個々人がそれを占有できるように個々人に提供されるべきである。」この点で「だれしもが生きる権利をもつ」(Rph.17/18. § 118Anm.)。

しかし、さきに指摘したように(V-2), 経済社会においては普遍的資産の分与はたんなる「可能性」にとどまり、じっさいに実現されるとは限らない。「普遍的資産に参与し、それを分与される可能性はいかなる個人にも与えられているが……、この保障がもともと不完全であらざるをえないことは別としても、この可能性はやはり主観的な面からみて、さまざまな偶然に左右される」(Rph. § 237)。

## 2 社会の格差化と賤民の問題

①ヘーゲルの透徹した分析によれば、市民社会（市場経済）においては多数の貧民が生み出され、最下層の人間の生活は最低の水準以下に落ち込まざるをえない。貧富の格差はますます増大していく。ヘーゲルの以下の批判的叙述は200年近くたった今日においてもいぜんとしてリアリティを保持している。

「市民社会の成員に必要な生計のあり方の規模はおのずから決まっているが、多数の大衆がこの一定の生活規模の水準以下に落ち込むことによって、……賤民 Pöbel の出現が引き起こされ、そのため同時に、これと不釣合いな富が少数者の手にきわめて容易に集中するということが生じる」(Rph. § 244)。「市民社会が、妨げられず活動する状態にあるばあい、市民社会はその内部で人口の増加と産業の発展の状態にある。人間の【相互の】連関が普遍化し、また諸欲求を充足する手段を準備し、産出する様式が普遍化することによって、富の蓄積は増大する。……これは一面であって、他面では、特殊的な労働の孤立と制限が増大し、この労働に拘束された階級の従属と困窮が増大する」(Rph. § 243)。「社会的状態の方向は欲求、手段および享受の多様化と特殊化へ向かい、これは……いかなる限界ももたず、奢侈となるが、同様に、依存と困窮の無限の増大ともなる」(Rph. § 195)。「若干の者は巨大な利益をえるが、その数倍の者が零落する」(Rph.24/25. § 245S.626)<sup>2)</sup>。

貧民は経済面で便宜を失うだけでなく、さまざまな社会的便益（職業的技能の習得、裁判、保健、宗教を含む文化的、精神的生活における便益）をも失う。貧困は「諸個人からあらゆる社会的便益を奪う。すなわち、総じて技能と教養によって生計を立てる能力をえる便益、司法（権利の保護）Rechtspflege や保健（健康の配慮）Gesundheitsorge の便益を、しかもしばしば宗教的慰めをさえ多かれ少なかれ奪う。これと関連してこの階級はその他の諸能力、とくに市民社会の精神的便益を感受し享受する能力を失う」(Rph. § 241)。「特殊的な労働の孤立と制限が増大し、この労働に縛りつけられた階級の従属と困窮が増大する」(Rph. § 243)。

このことを現代風に表現すれば、つぎのようになる。市場経済を放置すれば、それは貧富の格差を増大させ、多数の人々を〈健康で文化的な生活〉の最低水準の以下に陥れ、彼らの「生きる権利」を奪い、彼らの誇り（自尊心、尊厳）を損なう。

ヘーゲルによれば、市民の誇りは、「自分の労働によって生計を立てる」ことにあり（Rph. § 244），労働能力があるにもかかわらず長期にわたって労働せずに社会的援助に頼ることは、市民の誇りに反する。しかし、労働の機会を奪われることは、このような誇りの成立基盤を失うことになるであろう。

②市民社会から経済的、社会的、文化的に排除された貧民はこのような状態における「彼らの不当な扱いに対する感情 Gefühl ihres Unrechts」（Rph. § 241）を抱き、社会に対して反抗的になる。「貧民はあらゆることから排除され、嘲弄〔侮辱〕され verhöhnt ていると感じ、必然的に内的な憤激・反逆 Empörung が生じる」（Rph.19/20,S.196）。貧民はこのことについて「不当という感情」を抱くようになる（Rph. § 241）。「不正（不当）を蒙ったという感情」、「他人と平等でないという感情」（Rph.17/18. § 118Anm.）は社会に対する信頼を失わせる。

ところで、ヘーゲルは、自分の労働によって生計を立てるという原則に反する貧民を「賤民 Pöbel」と呼び、これを批判する。自分の労働におうじて普遍的資産を分与されることが市民社会の原則であるが、この分与から排除された人間は市民社会の原則を否定しがちである。「市民社会の成員に必要な生計のあり方の規模はおのずから決まっているが、多数の大衆がこの一定の生活規模の水準以下に落ち込むことによって、法（正）Recht や適法（公正・誠実）Rechtlichkeit の感覚を失い、自分の活動と労働によって自分を維持するという誇りを失うまでに転落することによって、賤民の出現が引き起こされる」（Rph. § 244）。「貧困そのものはいかなる人間をもけっして賤民とするのではない。貧困と結びつく心術によってはじめて賤民が登場する」（Rph.24/25. § 244,S.609,Vgl. Rph. § 244Zu.）。市民社会においては、自分の労働によって生計を立てることが「正（公正）recht」であるが、賤民は自分で労働はおこなわずに、生計の保障を要求し、このような保障がえられないことを「不正（不当）unrecht」とみなし、社会に対して反抗的になり、社会秩序や法を承認しない。

普遍的資産への参与とその分与という市民社会の原則のなかで、参与（労働による普遍的資産の形成）の面を否定し、分与（普遍的資産の分配）の面のみを権利主張するとき、貧民は賤民に転落する。「賤民性はつぎのことを含んでいる。労働によって生計を維持するという誇りを欠いており、このようにして不法な心術が、誇りも労働や活動もないままに生き続けることを正当と称するようになる」（Rph.22/23. § 243, § 244）。賤民は、発達し

た市民社会において貧困という客観的背景をもつと同時に、形成された権利意識が利己心と誤った形で結合するという主観的因素をももつ。「賤民はとくに、成熟した市民社会において生じる。諸個人が、彼らの権利についての自己意識にまで進まなかつたとすれば、彼らは無垢な貧困にとどまつたであらう」(Rph.19/20, S.195f.)。「彼〔各人〕は、自分で生計を見出すという権利をもつこことを知つてゐるので、彼の貧困は不当であり、権利の侵害〔侮辱〕Kränkungとなる。このことが不満を生み出し、この不満が同時に正当であるという形式をとる。」「このことによつて富者、社会、政府などに対する内的な憤激・反逆がこれと結びつく。」「一方には、怠惰の心情が、また同時に他方には、市民社会において生計を立てることに対する権利意識がある。そこに賤民の邪悪心 Bösartigkeitが現存する。それは、自分によつて生計を立てると誇りをもたないにもかかわらず、生計を立てることを権利として主張するといふものである。」賤民は「独善的権利主張 Rechthaben」に陥る (Rph.24/25, § 244.S.609, Vgl.Rph. § 244Zu.)<sup>3)</sup>。

③大量に発生した貧民が賤民に転落すれば、社会の秩序は根底から揺り動かされることになる。この点が市民社会のアキレス腱である。このことはとくにイギリスにおいて典型的にみられる。「賤民の産出はイギリスの悲惨な現象でもある。人間の本性が陥るこのような深刻な奈落を他のどこにもみることはできない。このことはイギリスの病的な点である。イギリスその他の点ではひじょうに繁栄しているが」(Rph.22/23, § 245)。

今日の「ワーキング・プラー」や「路上生活者」の多くは労働する意欲を失っていないのであるから、彼らを全体としてヘーゲル的な意味での「賤民」と呼ぶことはもちろん不適切である。しかし、市民社会から排除された人びとが社会に対する信頼を失うあまり、社会とその規範に対して反抗的になり、社会秩序を脅かすことは、今日のさまざまな事件に示されている。多発する凶悪犯罪のうちの少なくない事例の背景には貧困と被排除がある。この意味で、「賤民」についてのヘーゲルの鋭い指摘は今日も意義をもつてゐるといえる。

ヘーゲルによれば、大量の貧民と賤民の発生は市場経済の必然的で不可避的な結果である。「貧困の発生はそもそも市民社会の結果であり、それは全体として必然的に市民社会から生じる。このようにして、一方には無制限な富が、他方には困窮と悲惨が蓄積される」(Rph.19/20, S.194)。貧困と賤民の多量の発生、貧富の格差の増大にいかに対処するかが国家とポリツィアイの最も切実な課題である。「今や問題は貧困をいかに救済・除去する abhelfen かである」(Rph.24/25, § 243.S.610,Vgl.Rph. § 244Zu.)。「もちろん、不平等から生じかねない結果が有害であるならば、普遍的なものはポリツィアイはそれを防止するよう努めなければならない」(Rph.17/18, § 102Anm.S.129)。

適切な社会的対策を講じなければ、市場経済は社会秩序を崩壊させ、倫理的退廃を招くとヘーゲルの警告した。新自由主義による社会的福祉政策の切捨ての結果として生じた事態をわれわれが目の当たりにするととき、この警告はいっそう切実さを帯びる。

### 3 ポリツァイによる普遍的資産の再分配

①法（権利）の現実的基盤は市民社会にある。およびその担い手としての人格は市民社会において本格的に登場する。とくに営業身分は権利を求める。市民社会において「権利および人格性が登場する」。「個人はここでは自分自身を頼りとしており、この自己感情は、……法状態への要求と密接に結びつくものである」(Rph.22/23. § 204,Vgl. Rph. § 204Zu.)。

法がじっさいに効力をもつためには、法律（とくに成文法）となければならない。法律は「所有と人格」を保障するものとして「司法（法・権利の保護）Rechpflege」という形態で市民社会の枠内で扱われる。

しかし、法は法律、司法という形態をとるとしても、やはり形式的なものにすぎず、権利の保障によって生計の保障がもたらされるとはかぎらない。「司法によっては所有と人格の侵害が償われるにすぎない。しかし、特殊性における現実的な権利は、所有と人格が妨害されずに保障されることを含むだけでなく、個々人の生計と福祉の保障が権利として扱われ、実現されることを含む」(Rph. § 230)。

②ヘーゲルによれば、すべての個人が労働によって普遍的資産に参与し、その成果が彼らの労働に応じて彼らに分与されることが近代経済の原則であり、そこに正（正義）がある。現代においても、〈健全でまともな市場経済〉はこのようなものであるといえるであろう。

しかし、市場経済を放置すれば、そこでは諸個人にとって普遍的資産の分与は可能性にとどまり、彼らの生計と福祉が偶然化するので、これを是正することが「ポリツァイ Polizei」に要求される<sup>4)</sup>。ポリツァイによる普遍的資産の再分配は市民の「生きる権利」の保障にとって不可欠である。「社会の普遍的資産は諸個人にとって非有機的自然という側面をもつ。この側面は。彼らが占有できるように彼らに提供されるべきである。」この点で「だれもが生きる権利」をもつ。「生きる権利は人間において絶対的、本質的な権利であり、この本質的なもののために市民社会は配慮しなければならない」(Rph.17/18.S.118)。

ポリツァイは普遍的資産の再分配によって、アリストテレスがいう配分的正義をもたらすといえるであろう。「普遍的資産に参与し、それを分与される可能性が諸個人にとって現存し、また公的権力〔ポリツァイ〕によって保障されている」(Rph. § 237)。「諸個人に対しても〔普遍的〕資産をつうじて彼らの生計を保障することによって、彼らの参与・分与

にかんして彼らを事前に配慮することが必要になる」(Rph.24/25, § 237,S.601)。ポリツァイは、「労働によって自分のものを獲得できるという可能性を諸個人に与えるよう配慮しなければならない」(Rph.19/20, S.192)。

③それでは、普遍的資産の再分配のためにポリツァイはどのような施策を実行するのであろうか。まず、ヘーゲルは、諸個人が普遍的資産へ参与するための前提に目を向ける。自分の労働によって生計を立てること原則であるから、労働能力をもつすべての個人に労働の機会が与えられなければならない。ポリツァイは「諸個人が労働によって自分の利得をえる可能性を与えるよう配慮しなければならない。失業者が出れば、彼らは労働を提供されるよう要求する権利をもつ」(Rph.19/20,S.192)。ポリツァイはとくに公共事業をつうじて労働の機会を創出する (Rph. § 236Anm.)。しかし、就業の保障についてそれ以上の説明はない。

また、諸個人が営業し、就業するためには、技能と資本（〈社会的、普遍的資産〉）から区別されるいわば〈個人的資産〉）を必要とするが、これらをめぐって不平等があり、これが普遍的資産の分与の不平等の原因となる。「なんらの資本もなんらの技能もない人間は貧困になる」(Rph.17/18, § 118Anm.)。このような不平等を除去あるいは緩和するためには、ポリツァイは諸個人の技能の形成（職人と労働者のばあい）および資本の形成（自営業者のばあい）を支援する必要がある。技能の形成についてのポリツァイの役割は子どもの公教育の実施に限定されている (Rph. § 239)。「諸個人は……普遍的資産への参与とその分与によって自分の欲求を充足する技能を修得しなければならない。そこから、両親が自分の子どもにしかるべき教育を与えるよう督励する市民社会の機能が生じる」(Rph.19/20,S.192)。

資本（個人的資産）の形成についてはつぎのように抽象的に語られるにすぎない。「それ〔ポリツァイ〕は個人の資産を形成することによって、個人がこの可能性〔普遍的資産を分与され、欲求を充足するという〕をえるよう配慮する義務をもつ (ibid.)。

④ポリツァイは、発生した貧困に対して有効な措置をとらなければならない。ただし、ポリツァイは、たんに貧民の生活を援助するのではなく、あくまでも、自分の労働によって生計を立てるという原則に従い、貧者の自立化を援助する。自分で労働せずにもっぱら社会的援助によって「生きる権利」を主張する態度は是正されなければならない。「したがつて、普遍的威力〔ポリツァイ〕は貧民に対して家族の役割を引き受け、彼らの直接の窮乏に対して配慮（ケア）するだけでなく、労働嫌いの心術や邪悪さを配慮し、不当という感情から生じるその他の悪徳に対して配慮する」(Rph. § 241)。

ポリツァイは個人の「生計と扶養 Versorgung」にかんして「事前の配慮 Vorsorg」を

おこなう点で（Rph. § 238），「普遍的家族」の役割をはたし（Rph. § 239），家族のケアに，また道徳的援助や宗教的慈善にとって替わる。福祉政策の拡充によって，道徳的援助や宗教的慈善をより不要なものにすることがポリツァイの役割である。「これらの援助はそれ自身としても，その効果においても〔好意の〕偶然に左右されるから，社会の努力は，窮乏とその救済のなかに普遍的なもの〔普遍的対策〕を見出し，準備し，このような主観的援助をいっそ不要とすることに向かう」（Rph. § 242）。社会福祉は，道徳的援助や慈善のばあいのように援助が相手に負い目を与え，自尊心を損なうことではないという利点ももつ（Rph. § 242Anm.）。

しかし，困窮は特殊的事情や心情をともなっており，貧民の救済や援助のさいにもこの面を配慮したキメ細かい対応が必要になる。この点では，いかにポリツァイの社会福祉が充実しても，ケア，道徳的援助や宗教的慈善の必要性は残る。「貧困やあらゆる種類の困窮は……一般に主観的な面をもち，……特殊的な事情，心情や愛を顧慮した主観的援助をも必要とする。ここに，普遍的な措置がいかに講じられても，道徳が作用する十分な余地が見出される」（Rph. § 242）。

ポリツァイによる貧民の生活の支援は貧民の自立化までの一時的なものにとどめるべきであるが，個人が高齢や傷病などによって労働能力を失い，自分で生計を立てることができないばあいは，ポリツァイによる救済が必要である。「それ〔ポリツァイ〕は，諸個人が労働によって自分の利得をえる可能性を与えるよう配慮しなければならない。失業者が出来れば，彼らは労働を提供されるよう要求する権利をもつ。ただし，さらにいえば，自分を維持する能力をもたない個人を配慮することは市民社会の無条件の義務である」（Rph.19/20.S.192）。

市民が経済的に自立し，自分の労働によって生計を立てることが市民社会の原則であるが，この原則が実現されるためには，「技能と教養に基づく，生計を立てる能力 Erwerbsfähigkeit」（Rph. § 241）を市民が発達させられるようにポリツァイは援助しなければならない。労働の機会の提供（③）とともに，労働能力の育成がポリツァイの重要な課題となる。

#### 4 ポリツァイの役割と限界

①ヘーゲルは一方で，ポリツァイが経済を逐一細かく規制することを批判し，できるだけ経済活動を自由にさせるべきであると主張する。しかし，他方では，規制の撤廃を求める自由放任経済（レッセ・フェール）を批判する。「〈すべてをなりゆきに任せよ〉〔レッセ・フェール〕という原則」が強調されるようになったが，これによって，「市民の生計の保

障は損なわれ、その家族の扶養 Versorgung は偶然性に委ねられる」(Rph.24/25. § 236,S.596, Vgl. § 254,S.625)。ポリツァイによる市場経済の統制は市場経済の原則を損なってはならない。市民社会における諸個人の自由な活動（営業の自由）と彼らの生計の保障とを調和させることをヘーゲルはめざす。ここに市場経済に対するポリツァイの二重の関係がある。「ここで考慮されなければならないことは、個人が〔労働によって〕あれこれの仕方でパンをえる権利をもたなければならぬことである。」(Rph.22/23. § 236,S.696)。「市民社会における営業の自由が一方の極であるのに対して、他方の極は、公共的施策によってすべての人間に労働を提供し、割り当てることである」(Rph. § 236Anm.)。

需要と供給、消費と生産とのあいだには短期的には不一致、不均衡があるが、長期的には均衡、宥和がある。変動し錯綜する経済現象を貫く法則を把握することが経済学（国家経済学）の任務である (Rph. § 189)。このかぎりではヘーゲルはイギリス国民経済学の立場に立つ。しかし、生産と消費の不均衡が大きくなり、またその解消に時間がかかるばかりは、ポリツァイは経済を規制し、短期間に両者の均衡を回復させなければならない。「生産者と消費者のさまざまな欲求は相互に衝突することがある。たしかに全体としては正しい釣合がおのずと回復されるが、均衡をとるためにには、生産者と消費者のうえに立って、意識的に規制をおこなうことが必要になる」(Rph. § 236)。「この衝突は無意識的必然性〔経済法則〕によって〔やがて〕調停されるであろうが、危険な運動が緩和され、この調停のための時間が短縮されるためには、この〔特殊的〕利害が……普遍的〔共同的〕なものに連れ戻されなければならない」(§ 236Anm.)<sup>5)</sup>。

ヘーゲルがポリツァイの経済に対する作用とみなすものは限定されている。生活必需品の価格指定をおこなうこと、商品の品質を管理すること、海外の事情と国内経済に対するその影響を配慮すること、労働の機会を提供すること、公共施設（街路照明、橋、港湾など）を整備すること、公衆衛生を配慮することなどである (Rph. § 236)<sup>6)</sup>。

②労働せずに社会や他人に依存することを正当とみなすような人間を救済することは市民社会の原則に背反する。したがって、貧者に対しておこなうべき援助は、彼らがその労働によって自ら生計を立て、自活できるよう援助することである。

労働意欲がないままに、生活の保障とその権利を要求する賤民に対してヘーゲルはきわめて冷淡である。賤民に対する国家による救貧策や宗教団体による慈善活動は有害である。(Rph. § 245Anm.)。それらは賤民をいつそう怠惰にし、その独善性を助長する。ヘーゲルはけっこうよくポリツァイによっても賤民に対し有効で決定的な対策を講じることができないとみなす。賤民に対しては救貧策をやめて、大道で物乞いをさせ、そのことの不面目を

意識させることができることが効果的であることがイギリスの例で示されているとさえヘーゲルは主張する。「貧民を彼らの運命に委ね、大道で物乞いをするよう仕向けることが、最も手っ取り早いやり方であることが試験ずみである」(Rph. § 245)。

③ヘーゲルが国民経済学に主流の「レッセ・フェール」を批判し、ポリツァイによる社会福祉政策を重視している点で、現代の「福祉国家 welfare state」（ドイツではより広く「社会国家 Sozialstaat」と呼ばれる）の構想にとって先駆的なものである。『法哲学』においては承認論は「福祉国家」論（「社会国家」論）と結合しており、ここにもその現代的意義がある<sup>7)</sup>。

ところで、ヘーゲルのポリツァイ論はフィヒテのそれに対する対抗という意味も込められていると思われる。フィヒテは初期の代表的な社会論の『自然法の基礎』（1796-07年）において、ポリツァイが社会の秩序の維持のために市民の身分証明書を検査する必要を強調した（『自然法の基礎』第2部、第21節）。ここではポリツァイは警察を意味する。

ヘーゲルは『フィヒテとシェリングの哲学体系の差異』（1801年）においてこのような警察国家論をつぎのように批判する。フィヒテの国家は有機的なものでなく、機械的なものであるため、国家の個人に対する作用は外的強制とならざるをえず（「強制国家 Notstaat」），このことが警察国家論のなかに典型的に示されている（GW.Bd.4.S.55f.. 山口裕弘他訳『理性の復権』アンヴィル、86頁以下）。このようなフィヒテ批判は後期にいたるまで繰り返しおこなわれている（Rph.17/18. § 119Anm., Rph.19/20.S.190, Rph.24/25. § 245,S.617）。

しかし、ヘーゲルのフィヒテ批判はやや一面的である。フィヒテは「労働に基づいて生きる権利」を国家が市民に対して保障すべきであると主張している（『自然法の基礎』第2部、第 節）。ただし、フィヒテは国家のこのような作用をポリツァイとは呼ばない。また、彼は「職業階層（身分）Stand」の編制に基づく国家を構想している。『道徳論の体系』（1798年）においては義務の具体的な内容を職業階層に即して説明している（第19、28節）。職業階層に基づく国家の構想は社会福祉論と結合され、『封鎖国家論』（1800年）に継承される<sup>8)</sup>。この点でフィヒテはヘーゲルに先行する思想を示したといえる。たしかに、ヘーゲルはフィヒテよりも詳細にこの思想を展開しているが、フィヒテのこの面についてヘーゲルは言及していないのは奇妙にも思われる。

④ポリツァイと国家による経済社会における生計と福祉の保障には限界がある。ヘーゲルはポリツァイの救貧政策を主張しながら、その限界をも指摘する。ポリツァイはすべての人間に生活の権利を保障するために、彼らに労働の機会を与えなければならない。しかし、就労の機会を増やすとすれば、生産量が増大して、消費との均衡を崩すことになる。

また、労働しない人間に対する援助は、労働に応じた普遍的資産の分与という市民社会の原理に背反する。市民社会においては、一方で、貧民を救済すれば、自己労働による生計の維持という原則に背反し、他方で、すべての成員に自己労働による生計の維持を保障するために、彼らに職を与えれば、生産過剰になる。ここにポリツァイのジレンマがある。「貧困に陥ろうとする大衆に彼らなりのきちんとした生活様式の状態を維持させるために、……豊かな階級に負担が課せられるとすれば、困窮者の生計は〔自分の〕労働によって媒介されずに、保障されることになる。このことは市民社会の原則に背反するであろう……。他方で、彼らの生計を労働（労働に機会を与えること）によって媒介するとすれば、生産物の数量が増大するであろう。生産物が余分になり、またこれに釣り合った消費が不足するのであり、このことに禍の根源がある」(Rph. § 245)。「ここでは、市民社会が富の過剰にもかかわらず、十分に富んではないこと、すなわち、貧困の過剰と賤民の出現を防止するだけの固有の資産・資力を十分にもっていなことが露呈する」(§ 245)。ポリツァイのこのような矛盾は市民社会自身の根本的矛盾の現象である。

## 5 経済的グローバリゼーション

①市民社会がこのようなジレンマを除去し、活路を見出すために、「通商（商業）Handel」の海外への拡大と他国への「植民」をおこなわなければならない。「市民社会は自分の弁証法〔矛盾〕によって駆り立てられ、さしあたりこの限定された社会である自分自身を越えて、外へ進出し、……遅れた国外の他の民族のなかに購買者を求めるとともに、必要な生計の糧を求める」(Rph. § 246)。

一方で、農業を基礎として、家族生活における人倫的結合を維持するためには土地が必要になり、それを外国に求める。他方で、海外に生産物の販路を求めるため、通商を拡大する。「家族生活の原理にとっては、大地すなわち不動の地所が条件である。同様に、産業にとっては、それを海外へ飛躍させる自然的要素は海洋である」(Rph. § 247)。

まず、植民についてはつぎのようにいわれる。「成熟した市民社会は植民に駆り立てられ、これによって一方でその住民の一部に新しい土地において家族の原理に復帰させ、他方で自分自身でその勤労の新しい需要と領域を獲得する」(Rph. § 248)。「植民によって二つのことが達成される。すなわち、没落した者が財産を獲得することを、また、そのことによって同時に、母国にとって新しい市場が形成されるということである」(Rph.19/20.S.198)。「市民社会は、自分に固有のものではないような資産のなかに助けを見出すことができるにすぎない。この別の資産とは土地所有である。市民社会はこれを自分自身のなかにもっておらず、別のところに探さなければならない。このように植民の必要性が生まれる」(Rph.

19/20.S.198)<sup>9)</sup>。

②通商についてはつぎのようにいわれる。「市民社会は、その通商を拡大することを追求しなければならない。それによって貧民は再び仕事に就き、自分の生計を維持する可能性をえる」(Rph.19/20.S.199)。通商、交易の世界的な拡大は、今日いわれる〈グローバリゼーション〉に相当する。これをつうじてそれぞれの民族の閉鎖性、民族のあいだの隔壁は除去され、世界の人間がすべて同じ人間であるという普遍的な思想が形成される。ヘーゲルは民族の固有性を強調するが、ここではむしろコスモポリタリズムの意義を通商の拡大との関連で重視している<sup>10)</sup>。「通商によって人間の普遍性の観念が生じる。民族の特殊性すなわち、その習俗やその文化などの特殊性は消滅する。後に残るのは、外国人のすべてが人間であるという普遍的な思想である」(Rph.19/20.S.200)。「思想としての人間から出発したイギリス人によって、ようやく全世界が普遍的関係におかれるようになった」(S.201)。通商 Handel と交易 Verkehr は契約関係に基づいており、通商の世界的拡大は、契約関係における権利の意識の拡大をともなう。交易においては「同時に、形成・陶冶の最大の手段 das größte Bildungsmittel と、通商にとっての世界史的意義とが見出される」(Rph. § 247)<sup>11)</sup>。

ヘーゲルはここではグローバリゼーションの積極面に注目している。しかし、彼はその否定面を無視しているのではない。一国の産業が海外へ依存することによって、その活動がいつそうみとおしにくくなる。「一国の産業はその生産物をつうじて外国へ広く及んでいくので、それによって個々の生産部門の繁栄は多くの偶然に委ねられる」(Rph.19/20.S.194)。「とくに巨大な産業部門がとくに外国の事情や遠隔地との結合に依存しており、この部門に割り当てられ、拘束された諸個人がこれらの状態をみとおすことができないので、普遍的な事前配慮と指導が必要となる」(Rph. § 236)。

## VIII 承認の闘争と人倫の回復

### 1 職業組合における承認

①諸個人は市民社会において普遍的資産をじっさいに分与されるためには、いずれかの「職業階層（身分）Stand」に属さなければならない<sup>12)</sup>。「普遍的資産を分与される仕方は諸個人のそれぞれの特殊的あり方に委ねられる。市民社会の特殊性には普遍的区别があり、職業階層の区別となることは必然的である」(Rph.22/23. § 201,S.621)。職業階層は「実体的職業階層（農民職業階層）」「営業（商工業）職業階層」「普遍的職業階層（役人、兵士、学者など）」に大別されるが、普遍的資産の分与はとくに営業（商工業）職業階層において組織される「職業組合 Korportion」をつうじておこなわれる<sup>13)</sup>。「職業組合は……つぎのような権利をもつ。すなわち、その内部に含まれる自分自身の利益を配慮し、……その成員のために特殊的偶然性に左右されないように配慮するという権利をもつ」(Rph. § 252)。

職業組合においては成員は自分の特殊的利益を配慮するだけではなく、相互に協力して共同の利益をも配慮する。職業組合の成員はその技能に応じて生計を保障され、このようにして現実的な意味で承認される。「職業組合においては、生計が技能を条件にして保障されるという点で、家族がその確固とした基盤、確固とした資産をもつだけでなく、技能と生計の両者が承認されている」(§ 253)。そこでは、技能をもつ成員が「承認され、保障され、共同の目的のための意識的行為へ高められる」(§ 254)。

②このような現実的承認は成員のあいだで意識の面も現れる。成員は職業組合のなかで技能を發揮し、それぞれの役割をはたすことにつうじて、生計を保障されるとともに、そのことが「名誉 Ehre」として他の成員によって承認される。「職業階層上の名誉 Standesehre」は、「自分の活動、勤勉、技能によって市民社会の契機〔職業階層〕のいずれかの成員となり……、普遍的なものとのこのようないくつかの媒介によって自分を配慮するとともに、このことによって自分の表象と他人の表象とにおいて承認されている」ということを意味する (Rph. § 207)。

それぞれの成員はなによりもまず職業組合に所属することによって、またこれに付随して、自分の職務に励むことによって、名誉をえるのであり、そのこと以外のものによって他人に対してことさらに自分を際立たせる必要はない。「個人の名誉は、ある職業階層に属し、その点で承認されることにある。職業階層そのものがそれだけで個人の名誉である」(Rph.19/20.S.167)。成員は「自分の有能さと、きちんとした暮らしぶりを、すなわち、自分がひとかどの者であることを示すさいに、それ〔職業組合に所属すること〕以外の誇示 äußere Bezeigungによる必要はない。このようにして、この成員が全体……に属し、こ

の全体の非利己的な目的に关心をもち、そのために尽力することも承認されている。このようにして、彼は自分の職業階層のなかに自分の名譽をもつ」(Rph. § 253)。ここでの「表象における承認」はもはや競争におけるような自己誇示——「営業上の成果の誇示 äußere Darlegungen」(Rph. § 253Anm.) や「富の誇示 Schein」(Rph.24/25. § 254,S.627)——、消費における同調志向、模倣志向のような表面的なものではなく、共同性、人倫性に根ざしたものである。

なお、近代の職業上の名譽は前近代の名譽のように「財産、社会的功績、祖先〔家柄〕」などによって与えられるものではない (Rph.19/20,S.204)。商工業職業階層の徳、職業組合における徳は「誠実（実直、公正）Rechtschaffenheit」である。「誠実は眞の承認と名譽をえる」(§ 253Anm)。ここでは職業倫理の基本が示されている。

③ポリツァイは経済全体の共同的、普遍的利益を確保するために、経済を外部から規制する。これに対して職業組合は経済の特殊的利益に即してその共同の利益を確保しようとする。「ポリツァイがおこなう事前の配慮はさしあたり市民社会の特殊性のなかに含まれる普遍的なものを、特殊的諸目的と利益をもつ大衆を保護、保障するための外的の秩序および対策として実現し、維持する」(Rph. § 249)。

職業組合の成員は相互に生計を保障しあう。ポリツァイによる援助は普遍的、公共的なものであり、「心情ぬきに外的な仕方で」おこなわれるが、職業組合は「その特殊的事情」を配慮し、また心情をも配慮する。「職業組合は別種の配慮（ケア）Sorgfaltをおこなう。すなわち、より内在的な仕方で予めの考慮 Vorsichtをおこなう」(Rph.24/25. § 230,S.588)。「さらにいえば、諸個人の扶養・世話 Versorgungが職業組合のこのような目的となるべきである」(Rph.22/23, § 252,S.710)。職業組合においては、成員が受ける援助は自尊心を損ない、負い目を与えることはなく、さらに、富者に対する貧者の嫉妬もなくなる。「職業組合においては、貧者が受ける援助は〔好意に依存し〕偶然的であるという性格を失うとともに、貧者の不当に屈辱を与えるものでもなくなる」(§ 253Anm)。ここには仲間の連帯があるといえる。職業組合の成員は、「たまたま貧困に陥った人々のために連帯して結束しなければならない」(Rph.19/20.S.203)。

このような事情に応じた配慮をおこなう点で職業組合は「第二の家族」の役割をはたす (Rph. § 252)。「市民社会にかんしては職業組合が家族の替わりに登場するのであるから、諸個人に対する配慮はまた職業組合の仕事に属す」(Rph.19/20.S.203)。

④市民社会は全体として「人倫の喪失」(Rph. § 181)、「人倫的実体性の分裂」(Rph. § 157)の段階である。それは原子的諸個人の機械的結合であって、有機的統一を欠く。さらにより深刻なことに、市民社会においては貧富の格差の拡大によって社会的統合が危険にさら

される。これに対して、経済社会＝市民社会の主な担い手としての営業職業階層が組織する職業組合においては、有機的結合が回復される。そこでは、個人の利益と全体の利益が結合され、個人の労働に応じて生計が保障される。「特殊性それ自身が……その内的利益のなかにある普遍的なものを目的……とすることによって、人倫的なものが内在的なものとして市民社会へ還帰する。このことが職業組合の規定・使命をなす」(Rph. § 249)。

このように職業組合は市民社会の内部で人倫的結合を回復し、市民社会から国家への移行を媒介する。家族が「国家の第一の人倫的根底」をなすのに対して、職業組合は「国家の第二の人倫的根底」をなす(Rph. § 255)。「家族は実体的形式における人倫の最初の段階である。職業組合はこれと同様に人倫的社会であるが、もはや家族のように基礎を自然のなかにもつものではない」(Rph.19/20.S.202)。

⑤ヘーゲルは市民社会に対する国家の優位を強調するが、国家の一元的、中央集権的な管理には賛成しない。彼が構想する国家は、相対的な自律性をもつ地方自治体と職業組合とを土台とし、それらを統合する有機的組織である<sup>14)</sup>。地方自治体と職業組合は現代の政治学や社会学でいわれる〈中間団体〉に対応する。ヘーゲルの国家論は多元的因素を含むといえる<sup>15)</sup>。国家は「特殊的なさまざまな自治圏 Kreis へ分節された全体」(Rph. § 308Anm.)、「それ自身が自治圏である分肢・分節から構成される有機体」(Rph. § 303Anm.)である<sup>16)</sup>。ヘーゲルは、職業組合の解体と結合したフランス（フランス革命とナポレオン）の中央集権制をも厳しく批判する<sup>17)</sup>。

ヘーゲルによれば、諸個人は直接に国家へと統合されるのではなく、まず、国家の有機的分枝としての職業階層（職業組合）に所属することをつうじて間接的に国家へ統合される。このような分枝を欠くなれば、諸個人はバラバラになり、それらのたんなる「集合 Aggregat」は「俗民 vulgus」にすぎず、眞の「国民（民族） Volk」ではない (Rph.24/25. § 290,S.690,Rph. § 290Zu.)。「職業組合の破壊によって〔社会の〕組織解体 Disorganization が生じる」(Rph.22/23. § 254,S.713)。フランス革命の失敗の原因の一つは、職業組合などの中間団体を欠いたまま国家的統合を確立しようとしたことにある。

## 2 経済の自主的管理

①職業組合は国家とポリツァイの指導と監督のもとで、経済の部分的自管理をめざす。まず、職業組合は生産者と労働者の数、および生産を自主的に調整する。生産者と雇用の調整についてはつぎのようにいわれる。「職業組合は……つぎのような権利をもつ。すなわち、組合の内部に含まれる組合自身の利益を配慮し、成員を彼らの技能と誠実性という客観的資格に基づいて、普遍的連関〔経済関係〕によって決まる人数のみを採用する」(§ 252)。

このばかりに、「資本と技能」をもつことが組合員として資格になる（Rph17/18. § 121. Anm.S.168）。職業組合に所属できるのは、主に親方や職人という手工業者、工場経営者である。「商工業者 Gewerbmann」は「親方か、親方になろうとする者か」であって（§ 252Anm.），「日雇い労働者や、個々の偶然的職務を進んで引き受ける者」のような非正規採用の労働者から区別される。ただし、正規採用の工場労働者の位置は曖昧であり、むしろ除外されているように思われる。ヘーゲルは自立的な職人をたん労働者と呼ぶばかりもある。

ところで、職業組合によって生産と雇用がいかに調整されるかについては具体的説明はない。ヘーゲルは一方で、長期的には市場のメカニズムをつうじてこれらは自動的、無意識的に調整されるとみなす。「ある産業部門が栄えれば、多くの人間がそこに殺到し、売れ行きがよいと、多くの生産者がそこに流れ込む。生産者が増加すると、多くの人間がもはや見込みどおりにはいかなくなる。他方では、すべては自ら調整される。しかし、それがどのように行われるかが問題である」（Rph.24/25. § 254,S.624）<sup>18)</sup>。

職業組合はまた、需要におうじて生産の調整をおこなう。「他方で、市民社会は同業組合に対して、その生産がしかるべき状態にある等々のために、市民社会の欲求を十分にかなえるよう要求する」（Rph.19/20.S.203）。

②中世の職能組合（ツンフト、ギルド）はその閉鎖的、独占的性格の弊害を露呈させ、近代においては多くの国で廃止されるようになった。ヘーゲルが構想する職業組合はこのような同業組合とは異なる。しかし、ポリツァイの指導なしには、同業組合が閉鎖的、独占的なものとなる危険性がある。「もちろん、上位の全体〔ポリツァイ〕は下位の職業組合に対して監督しなければならない。というのは、〔そうでなければ〕職業組合は頑なになり、自分に閉じこもってしまうからである」（Rph.22/23. § 254,S.711）。「しかし、職業組合はそれ自体ではいかなる閉鎖的な職能組合でもない。それはむしろ個々の営業を人倫的なものとする」（Rph. § 255Zu.）。

職業組合は閉鎖的、独占的であるという批判に対して、ヘーゲルはつぎのように反論する。第1に、職業組合に属す成員がその営業を相互に規制することは営業の自由という市民社会の原則に反するという批判があるが、市民社会の基本目的は諸個人の生計の保障にあり、そのため営業の自由を、ある程度制限することはむしろ市民社会の原則にかなっている。第2に、職業組合は製品の価格をつり上げ、消費者に不都合をもたらすという批判が出されるが、職業組合のあいだで競争がおこなわれることによって、均衡がとれた価格に落ち着く。第3に、職業組合は市場を独占するという批判も一面的である。自由競争にもとでは大資本家が登場し、弱小資本家を支配するということが生じる。職業組合がな

く、自由競争がおこなわれる状態においても、同業者が暗黙に価格をつり上げる（あるいは引き下げる）ことがありうる。第4に、職業組合がその成員を資格によって選別するさいに、技能をもつ者が排除されると批判されるが、営業の自由のもとでも、技能をもつ者が結果的に営業できず、排除されることがある。経済のなりゆきに任せず、意識的に生産者の数を規制することは理にかなっている（Rph.24/25. § 254, S.624, S.626, S.629f.）。

### 3 市民社会における承認の闘争

しかし、市場経済を基礎とする近代社会はポリツァイによっても貧民や賤民の大量発生を防止できないのであるから、深刻な社会的な葛藤と闘争が生じることも避けられない。市民社会においてはたしかにもはや「承認をめぐる生死を賭けた闘争」は生じないが（§ 57 Anm., § 349），承認をめぐる闘争は残存する。ヘーゲルはつぎのことを認めている。市民社会は「自然において……定められた人間のあいだの不平等を……廃止しないだけでなく、不平等を精神的な面からも生み出し、それを技能、資産の不平等へ、さらには知的、倫理的教養の不平等へさえ高める。」このように市民社会は「自然状態の残りかすを自分のなかに……とどめている」（Rph. § 200 Anm.）。このように市民社会において「自然状態の残りかす」が存在するとすれば、承認をめぐる闘争も残存するといわなければならない。貧民は経済的便益からだけでなく、「すべての社会的便益」（裁判、保健、宗教、職業能力育成等にかんする便益）から排除される。彼らがこのように社会において承認されないことは、「不当という感情」を引き起こす（Rph. § 241）。「彼〔各人〕は、生計を立てる権利をもっていることを知っているので、貧困が不当となり、権利の侵害（侮辱）となり、このことによって不満が生じ、この不満は同時に正当という形式をとる」（Rph.24/25. § 244, S.609. Vgl. Rph. § 244 Zu.）。「貧民はあらゆることから排除され、愚弄（侮辱）されていると感じ、必然的に内的な反抗・憤激 Empörung が生じる」（Rph.19/20. S.195）。このようにして生計と福祉、さらにその他の社会的、文化的便益の点で承認を求める闘争は、貧困階級を中心にして引き起こされざるをえない。

ヘーゲルは社会的な葛藤や闘争についてつぎのようにもいう。「市民社会は万人の万人に対する個別的な私的利益の闘争の場であるとともに、そこにはこの個別的利益と共同の特殊的要件との葛藤が生じ、さらにこれら二つがともに国家の高次の見地と指令との葛藤が生じる」（Rph. § 289 Anm.）。国家がポリツァイをつうじて経済を規制し、不平等を緩和し、是正することは、経済の抵抗に出会う。国家と経済とのあいだの葛藤、闘争も継続することになる。「この普遍〔ポリツァイ〕と特殊的な恣意〔経済における諸個人〕とのあいだには永遠の闘争がある」（Rph.18/19. § 112 Anm.）<sup>19)</sup>。

#### 4 国家における承認

①国家は法の最高段階に位置する。国家においては全体と個人とが不可分に結合し、全体の普遍的利益と個人の特殊的利益とが調和する。近代の国家は古代の国家からつぎの点で区別される。前者においてはたしかに全体が優先するが、全体は個人の主觀性（自己意識、自發性）と特殊性（福祉、生計）を不可欠な要素として含む。「普遍的なものは、特殊的利益、知と意欲なしには、効力をもたず、実現されず、また個人はこのような特殊的利益のために私人として生活するのではなく、同時に普遍的なもののために意欲し、普遍的目的を意識して活動する。」「近代国家の原理はつぎの点でとてつもない強さと深さをもつ。すなわち、それは、主觀性の原理が自分を完成して、人格的特殊性の自立的な極点となることを許すとともに、この原理を実体的一體性へ連れ戻す」(Rph. § 260)。

国家は人倫的承認の最高形態である。国家は一方で、個人の生計と福祉を保障するという意味で現実的な仕方で諸個人を承認し、他方で、諸個人は国家を自分の生計の基盤として承認し、国家のために自發的に活動する。「国家は具体的自由の実現である。具体的自由とは、人格的個別性とその特殊的利益が十分に発達し、それらの権利が……それ自身として承認されるとともに、それらが……普遍的なもの、自分の実体的精神として承認し、普遍的なもののために……活動することにある」(ibid.)。このように国家と個人とは相互承認の関係（個人相互の水平的承認関係とは異なる垂直的承認関係）におかれる。ここに『法哲学』における承認論の完成がみられる。

愛国心はまず国家における全体と個人とのこのような調和に対する市民の意識、自分の生活の基盤としての国家に対する市民の信頼に基づく。愛国心は、「異常な献身や行為に向けての心術」ではなく、「本質的に、通常の状態および生活関係において、共同体がそれらの実体的基礎や目的をなすことを知ることが習慣となるような心術である」(Rph. § 268Anm.)。

たしかに、戦争のさいには献身と犠牲が（とくに兵士に対して）求められるが (Rph. § 325)，平和時においては一般市民の愛国心は穏やかで地についたものである。ヘーゲルは、日常生活において国家に信頼を寄せるイギリス人の穩健な愛国心を評価し<sup>20)</sup>、ドイツにおけるロマン主義的心情と結合した民族主義者（ブルシェンシャフト運動を含め）に対しては批判的である。「異常な献身」という表現はこれらの運動を念頭においたものであろう。今日、日本の伝統文化を声高にいい立て、愛国心を強調する風潮と比較すれば、ヘーゲルの愛国心の方が落ち着いており、健全であるといえるであろう。

ヘーゲルは、とくに職業組合をつうじて市民の意識は愛国心に高まることに注目する。職業組合は愛国心の形成の場であるという点でも、「国家の第二の人倫的根底」(Rph. § 255)

をなすといえる。「職業組合の精神は……、特殊的目的の保持の手段を国家のなかにもつことをつうじて、それ自身のなかで同時に、国家の精神へ転化する。このことが市民の愛国心の秘密である」(Rph. § 289 Anm.)。

②ところで、国家による個人の生計の保障という形態での個人の現実的承認はじっさいにはポリツァイをつうじておこなわれる。このことはつきの説明のなかにも示される。「自由な全体の保障と実現は……人格と所有の自由の、公的法律の……諸制度のなかにあり、さらに市民社会の特殊な部門の枠のなかに、すなわち組合における地方自治体と地方行政区の共同生活の個々の自治圏のなかにある」(Rph. 18/19. § 120)。

国家は公共的利益そのものの維持をめざす。その統治権（君主権と立法権から区別される）は司法権とポリツァイ権を含み、市民社会における共通の利益の維持、市民の生計の保障はポリツァイと職業組合（その代表者）に委ねられる (Rph. § 289 Anm.)。したがって、国家論の記述のなかには個人の生計の保障にかんする新しい説明はもはや登場しない。ある年の法哲学講義においては、国家は「公共の福祉のために必要な普遍的命令」を出し、「普遍的資産を管理しなければならない」(Rph. 19/20 S. 225) といわれるが、国家による普遍的資産の分配とそのための保障については語られない。

このことはまた、国家も、貧富の格差の増大に対するポリツァイの政策の限界を越え出ること、近代社会における承認の闘争を克服することができないことをも示している。

③ヘーゲルが国家論において強調するのは、実体としての国家の個人に対する否定的威力である。それはとくに戦争のさいに顕著となる。平時には国家はポリツァイをつうじて家族と市民における個人の生活を保障するか、戦争時には個人の生活を犠牲にして自分を存続させが必要になる。国家の個人に対する作用は「二重の仕方で現れる。平和な状態においては特殊的な領域や業務が特殊的な目的の歩みをさらに続けさせるが……、それらは上からの直接の作用によって全体の目的に絶えず連れ戻され、この目的に従って制限され、全体の維持のために直接に貢献するよう督励される。しかし、危急の状態においては、……平和的状態においてこのように権利を認められていたものを犠牲にして、国家を救済することが主権に託されている」(Rph. § 278 Anm.)。

戦争および国防の準備のために市民はその利己心を克服することが求められる。「個々人の利益と権利は、消滅する契機とされる。」「彼の所有や生命を危険にさらし、犠牲にして、この実体的個体性を、すなわち国家の独立と主権を維持すること」が義務となる (Rph. § 324)。国家にとっては「諸個人の領域と権利は、消滅する契機となされている。しかし、ここでは、肯定的な意味もある。すなわち、彼らの偶然的で、変化しやすい個人性をではなく、即自かつ対的に存在する個人性を肯定すること」という意味もある (ibid.)。国

家のための自己犠牲という勇気は、「自由の放棄そのものでありながら、同時に自由の現前である」という矛盾を含む（Rph. § 328.）。このようにして、個人はその特殊的利益を放棄することによって、国家から普遍的なものとして承認されるといえる。ここでは、この国家と個人との相互承認の関係が変化させられている。

戦争において個人の利己心の克服が迫られるという点にヘーゲルは「戦争の人倫的契機」を認めている。平和状態が続くなれば、利己心が根を張り、腐敗が生じるので、戦争はこれを防止するという意義をもつというのである。それはあたかも「風の運動が海を腐敗から防ぐ」のと同様であるとされる（Rph. § 324Anm.）<sup>21)</sup>。これはヘーゲルの悪名高い戦争擁護論である。

④ヘーゲルによれば、国家（民族）は他の国家に対して自然状態のなかにあるので、その独立の承認をめぐって闘争が生じ、これは戦争となる（Rph. § 333）。しかも、「戦争は必然的に征服戦争となる」（Rph.19/20.S.277）。

国家のあいだの対立に裁きを下すことができるのは世界史（「世界法廷」）のみである。国家のあいだの人為的な契約（条約）は一時的に平和をもたらすにすぎない。この点でカントの永久平和論は非現実的な構想にすぎない（Rph. § 333Anm.）。しかし、ヘーゲルは同時に、平和の実現のための持続的努力が必要であることをも主張する。戦争のなかにも、平和につながる要素を見出さなければならない。戦争のなかにもルールがある。敵国をも相手として承認しなければならない（Rph. § 338）。多数の一般市民を巻き込む戦争、すなわち「絶滅戦争 Vertilgungskrieg (bellum internecivum)」は禁止される（Rph.22/23. § 338,S.836f., Vgl.Rph. § 17/18.163Anm.）。ここには〈戦争における法と倫理〉が示されているといえる<sup>22)</sup>。

## IX 承認と再分配

### 1 再分配か承認か

最後に、ヘーゲルの『法哲学』における承認論の現代的意義を『再分配か承認か Umverteilung oder Anerkennung/Redistribution or recognition』<sup>23)</sup>（以下 [UoA] と略記し、ドイツ語版／英語版の頁を挙げる）におけるアクセル・ホネットとナンシー・フレーザーとのあいだの論争に関連させて、検討しよう。

①承認と分配との関係についてフレーザーとホネットとのあいだには見解の対立がある。フレーザーは承認を文化的な意味（諸集団の文化的な特徴や差異の承認という意味）に限定し、これを経済的な意味での再分配から区別する。再分配はたしかに文化的、評価的な要

素を含むが、これらには還元されないというのがフレーザーの主張である。彼女は、経済的再分配と文化的承認とは部分的には相互連関するが、基本的には相互に独立したものとみなす。彼女によれば、両者はいずれも正義にとって不可欠のものであり、両者を対立させて、いずれか一方を否定すべきではない。

ホネットは分配という経済的関係（とくに資本主義における）を制度化された「承認秩序」（厳密には評価の秩序）とみなすが（UoA.S.162/p.138），フレーザーからみれば、このことは、経済的関係を承認秩序に還元することを意味する（UoA.S.242ff./p.211ff.）。彼女の立場は分配と承認との「展望上の二元論 perspectival dualism」であるが、ホネットの立場は「承認一元論 recognition monism」である（UoA.S.230./p.201）。

②これに対して、ホネットは承認をフレーザーよりも広い意味に理解し、再分配も承認の一形態であるとみなす（承認としての再分配）。承認は再分配から分離されるのではなく、再分配を自分のなかに含む。ここでいわれる承認は（仕事の）「成果の Wertschätzung der Leistung, esteem (evaluation) of achievement」である。したがって、再分配は成果の評価に応じて行われ、そのさいに、文化的に共有される価値の影響を受ける（UoA.S.166f./p.141f.）。フレーザーも、再分配が文化的承認の影響を受けることを否定してはいるが、ホネットのように、再分配を承認（成果の評価）に還元することに反対する。これに対し、ホネットによれば、正しい（正当な）再分配は成果の正当な評価に基づかなければならぬ。したがって、再分配をめぐる抗争は、成果の正当な評価を求める闘争（承認のための闘争）と結合する<sup>24)</sup>。成果の不当な評価は個人を侮辱し、軽視する（UoA.S.183,S.190/p.154,p.160）。

③しかし、承認と再分配との関係についてのホネットの主張は、承認が再分配を含むことの十分な説明になっているとは思われない。彼が述べているのは、再分配が、成果の評価という意味での承認によって媒介されているということにすぎない。承認が再分配を含むのではなく、逆に再分配が承認を含むという理解も生じるであろう。ホネットが主張したいことはおそらく、承認が再分配よりも基本的で包括的であるということであろう。筆者もこの主張には同意したい。しかし、ホネットのように承認を成果の評価に限定するかぎり、再分配を承認のなかに含めることには無理があり、この点で、再分配は基本的には承認から独立しているというフレーザーの批判を受けざるをえないであろう。承認が再分配を含むとみなすためには、承認を業績の評価という意味に限定するのではなく、本稿で主張されるように、より広く、根本的な意味に理解する必要があるであろう。

## 2 ホネットの承認論の問題

①承認・正義・再分配の関係にかんするフレーザーとホネットとの論争は、検討するに値する今日的内容を含むが、本稿ではこれにさらに言及することは断念せざるをえない。本稿において問題にしたいのはヘーゲルの承認論とホネットの承認論との関係である。1992年の『承認をめぐる闘争——社会的葛藤の道徳的文法』（以下[KuA]と略記し、原文の頁と、山本啓・直江清隆訳『承認のための闘争』法政大学出版局の頁を挙げる）のI（第1章～第3章）はイエナ期のヘーゲル承認論の考察に当たられる。この考察は当時の国際的なヘーゲル研究の成果を踏まえたものではあるが<sup>25)</sup>、多くの問題を含む。II、III（第4章～第9章）では現代の社会諸理論が批判的に摂取され、これを踏まえてヘーゲル承認論の現代的再解釈が試みられるが、それはヘーゲル自身の見解に必ずしも一致していない。本稿では以下の吟味をつうじて、一方でホネットが図式主義的解釈によってヘーゲルの承認論を単純化していることが示されるのであろう。しかし、他方で、ヘーゲルの承認論を詳細に検討すれば、ホネット自身は気づかなかったであろうが、ホネットの見解と一致する部分がヘーゲルの承認論には含まれていること、この点で、ホネットはヘーゲルの承認論を十分に汲み尽くしてはいないことが明らかになるのであろう。

②フレーザーが用いる承認概念はホネットとチャールズ・テーラーの用法の影響を受けたものであるが（承認の基本を文化的多様性の承認に求める立場はとくにテーラーのものである）、それはヘーゲルに由来することを彼女も認めている（UoA.S.19,S.43/p10,p.28.）。ただし、フレーザーは自分の承認概念とヘーゲルの承認概念との関係の内容には言及していない。

ホネットは『承認をめぐる闘争』においてヘーゲルの承認論を解釈するさいに、すでに承認の基本的3つの形態として愛、法、社会的評価（人倫）を挙げていた。『再分配か承認か』における彼の見解もその延長上にある。このようなホネットの承認論はどこまでヘーゲル承認論と一致しているであろうか。

まず、ヘーゲルにおいて法が承認の形態であることは明確である（本稿、中、IV-1-①）。愛については、一定の留保をつけたうえで、それを承認の形態と理解することができる（IV-5-①）。ホネットの承認論の最大の問題は、人倫における承認の基本を社会的評価（成果の評価）に求めることである。人倫的承認のこのような理解はヘーゲルの見解とどこまで一致しているであろうか。

## 3 人倫的承認とはなにか

①人倫の問題を取り上げるまえにまず法と道徳の位置づけについて検討しよう。ホネッ

トは『承認をめぐる闘争』において一方で、道徳を法を事実上同列におく（KuA.S.182f./151頁以下）。とくに、法が道徳的な責任能力を前提とする点に彼は法と道徳の密接な連関を見出す（KuA.S.178/148頁）。「人格の尊重」としての承認は法的意味と道徳的意味とをもつが、いずれの場合も形式的であり、この点では同一である。これに対して、人倫においては具体的な意味での承認（すなわち業績の社会的評価）が問題になる（KuA.S.183S.195/152頁,163頁）。

ヘーゲルによれば、法における承認は客観的なものであるが、形式的であり（IV-1-②）、道徳における承認は行為主体に即したものであるが、やはり形式的である（IV-2-③, 3-②）。人倫において具体的な承認がもたらされるのであり、法と道徳は人倫のなかに揚棄される（IV-4-①②）。これに対して、ホネットは、法（道徳）も人倫も承認の形態としてそれぞれ独自の意味をもつとみなし（KuA.S.278ff./231頁以下）、法（道徳）に対して人倫を優先させない（UoA.S.17/145頁以下）。

ところで、ヘーゲルにおいては、法と道徳は人倫と比較して、共通の限界をもつとしても、法と道徳はやはりそれぞれ固有の特徴をもつ。ホネットは、ヘーゲルにおいて法と道徳が同列視されたこと、両者が人倫のなかに揚棄されたことを強調するあまり、法と道徳の固有性についてのヘーゲルの見解を十分に考慮せずに、ヘーゲル批判をおこなっている。法と道徳を人倫に解消することに対しては本稿も批判的立場をとるが、ヘーゲル哲学のアクチャル化のためには、法と道徳についてヘーゲルの考察を汲み尽くすことが必要であろう。

②ホネットは法の役割についてつぎのようにいいう。現代社会においては法制度の拡充によって個人の諸権利を拡大することが可能になっている。しかし、ヘーゲルは法を狭く理解するため、法のこのような役割を十分に把握していない（KuA.S.283/236頁）。このようなヘーゲル批判は多分に紋切型である。今日からみれば、ヘーゲルの見解には多くの点で限界があることはたしかであるが、つぎの点に留意する必要がある。

すでにみたように、ヘーゲルは、市民の「生きる権利」の実現を普遍資産の分与を諸権利と福祉の保障に制度化を求めており（VII-3-②）、このような見解は当時において先駆的なものであった。たしかに、彼は市民の参政権、表現の自由を制限しているが（Rph. § 308, § 319）、全体としては、市民の権利の拡大について開かれた態度をとっている<sup>26)</sup>。人間の自由と承認の実現を制度化することがヘーゲルの眼目であった。この制度化は法制度を伴うことは明らかであろう。

したがって、ヘーゲルが法を過小評価しているというホネットの理解は当時の歴史的文脈を考慮したものではない。むしろ、フレーザーによって指摘されるような現代における法制度の過大評価がホネットにあり（UoA.S.254f./p.220f.）、これがヘーゲルの評価に投影

されているともいえる。

③道徳についてはホネットはつぎのような独自の役割を重視する。個人の業績・成果の不当な評価をおこなう社会を批判するさいに、個人の道徳的感情が重要な動機となる。不当な社会的評価は個人の自尊心を損ない、それに対する態度は道徳的憤激という「否定的感情」として出現する。ヘーゲルがこの点で道徳がもつ批判的意義を看過しているとホネットは批判する（KuA.S.219/182頁）。

ヘーゲルはたしかに、社会的行為を個人の動機に還元する心理主義（Rph. § 124Anm.），行為の結果よりも動機として的心情を重視する心情主義（Rph. § 126Anm. § 140Anm. S.269ff.），現実社会を断罪する道徳主義と結合した心情主義（とくにブルシェシャフト運動の）<sup>27)</sup>に対して、厳しい態度をとっている。しかし、ヘーゲルは道徳の批判的機能を無視しているわけではない。ヘーゲルによれば、良心は「絶対的な権利づけ Berechtigung」を表現するが（Rph. § 137Anm.），これは近代的個人にとって不可欠である。ヘーゲルは〈尊厳〉という用語を用いてはいないが、内容的にみて近代的個人の尊厳を承認しているといえる。「生計と福祉に対する権利」，「生きる権利」はこのような尊厳と結合している。

ヘーゲルは、市民社会から排除された貧民の道徳的憤激や権利主張を「正当」とみなし、社会や国家がこれに適切に対処することを求める（VII-2-①）。自己労働に基づく生計の維持という自助の精神を否定する賤民をヘーゲルは厳しく批判しているとはいえ（VII-2-②）。この点ではホネットの主張に近い社会診断の叙述がヘーゲルにみられる。ヘーゲルにとっても道徳的憤激は承認の闘争の一つの重要な動機になりうるが（VIII-3），のちに述べるように（IX-7），一定の条件のもとにおいてのみそうである。

④問題の人倫についてはホネットは愛、法、道徳に対して人倫的承認がもつ独自の意義を重視するが、このばあいの人倫はそもそもヘーゲルのそれとはかなり異なっている。ヘーゲルの人倫は家族、市民社会、国家を含むが、ホネットがいう人倫は生活世界の諸関係一般であり、特定の内容をそなえる集団や社会関係ではない<sup>28)</sup>。人倫をこのように普遍主義的に理解するかぎりで、ホネットはハバーマスを継承するが、ハバーマスほど形式主義的ではなく、「善き生活」を、特殊的な内容から独立した形式的な意味で重視する（「人倫の形式的構想」）（KuA.S.275,S.279/229頁,233頁）<sup>29)</sup>。このためであろうが、ホネットはヘーゲルにおける人倫（家族、市民社会、国家）の承認関係を立入って考察しない。ホネットは『不確定の受苦 Leiden an Unbestimmtheit』（2001年）においては、人倫についてやや詳しい考察をおこなっているが（S.92ff.,S.102ff.），家族、市民社会および国家それそれにおける承認関係の説明は簡単にすまされている。『承認のための闘争』は、イエナ期の承認

論を取材しているため、『法哲学』の承認論を度外視しているという事情があるにしても、『イエナ精神哲学Ⅱ』のなかにはすでに市民社会における承認についてのかなり詳細な分析が含まれているにもかかわらず、ホネットがこれに十分に注目していないのは大きな弱点であるといわざるをえない。承認の制度化のモチーフは『法哲学』の市民社会論において最も豊かに表現されているのであり、イエナ期の承認論を市民社会論との関係において考察することは重要な課題である。

以下では市民社会における承認のなかに含まれる主要な要素として、名誉、地位と役割、普遍的資産の問題を取り上げることとする。

#### 4 名誉と承認

①ホネットは業績の評価という意味での承認の場を人倫に見出しが、このような理解はヘーゲル承認論とどこまで一致しているであろうか。奇妙なことに、ホネットはこの点についてほとんど言及していない。ここには、彼の見解がヘーゲル承認論を踏まえたものではなく、現代の諸理論によって触発された彼固有のものであることが示されている。ホネットがヘーゲルとの接点として挙げている事実上唯一のものはヘーゲルの名誉論である(UoA.S.172/p.146)。しかし、ヘーゲルが名誉にどのように位置づけているかについてホネットは立入った考察をおこなっていない。彼がいう「成果の評価」とヘーゲルにおける名誉とのあいだには大きなズレがある。

②ヘーゲルはつぎの二つの点で名誉に言及している。第1に、ヘーゲルはイエナ期に(『自然法論文』以降)承認をめぐる闘争の形態として名誉をめぐる闘争を挙げている<sup>30)</sup>。ホネットも『承認をめぐる闘争』においてこれに言及している(KuA.S.129,S.271/29頁,171頁)。名誉は個人のあり方そのもの(あるいはその「観念的な」面)に対する評価であり、個々の行為の結果や個々の仕事の成果に対する社会的評価ではない。もちろん、個人に対する評価が抽象的なものではなく、具体的なものとなるためには、当人のさまざまな行為の結果に対する評価を基礎しなければならないが、名誉は成果の評価よりも根本的、全体的であって、両者は別の次元に属す。

第2に、ヘーゲルは『法哲学』において職業上の名誉について述べている。市民社会において市民はなんらかの「職業階層(身分)」に属し、その役割をはたすことによって、名誉をえて、承認されるといわれる。しかし、このばあいも、名誉は社会における地位と資格にかんする根本的で普遍的なものであって、個々の仕事の成果にかんするものではない。ヘーゲルの説明によれば、市民が名誉を現実的にえるのは、職業団体に所属し、その成員であること仲間から承認されることによってである(本稿、VII-1-①)。

ここでヘーゲルは、中世までの名誉が家柄や固定的な身分と結合していたことを批判し、名誉を近代市民社会における分業体制のなかに位置づけて直している（VIII-1-②）。ホネットは前近代的な名誉は近代においては業績の評価に基づく「名声 Ansehen」や「信望 Prestige」に変化したと述べるが（KuA.S.204/169頁），ヘーゲルのこのような名誉論には言及しない。

ホネットがヘーゲルに依拠して、成果の評価と承認の関係について考察しようとするならば、つぎのようなヘーゲルの説明を吟味すべきであろう。「身分上の名誉」は「自分の活動と勤勉と技能をつうじて市民社会の諸契機〔身分〕のいずれかに成員となり、成員として自分の地位を保持し、……自他の表象において承認されることである」（Rph. § 207）。「職業団体においては、生計が……能力（資格）Befähigung を条件として保障されるという点で、家族がその確固とした基盤をもつだけでなく、生計と能力のいずれもが承認されている。したがって、その成員は、自分の有能さを、きちんとした暮らしぶりを（自分がなに者かであることを）示すさい、それ以外の外的表示による必要はない」（Rph. § 253）。

③さきにみたように、職業上の名誉を個別的な仕事の成果の評価に還元することはできない。さらに、市民社会における承認を名誉に還元することも適切ではない。くりかえし述べたように、ヘーゲルは市民社会における承認をより包括的、根本的な意味に理解している。市民社会における承認の客観的、現実的内容は、個人の生活が他人の生活と相互に依存し、このことをつうじてその生計が保障されることにある。このような現実的承認はまた自分と他人の表象へもたらされ、「表象上の承認」となる（上、III-4）。名誉は「自分と他人の表象における承認」の最高の表現である（Rph. § 207）。

ヘーゲルによれば、個人が他人のなかに自分を見出すために、他人をこのようなものとして認めることができが他人の承認であり、また他人のおかげでそのなかに自分を見出すことができるばあいに、他人によって承認される。ここに承認の弁証法的な存在論的構造がある。この構造は具体的には、個人が人と共同して生活し、生活を支えあうという形態をとる（本稿、上、III-3）。このことを実現する場が人倫である（中、IV-4）。人倫のこのような基本的性格は家族、市民社会、国家の全体を包括する。しかし、従来のヘーゲル研究においては、承認のこのような存在論的、客観的側面に十分に考慮される承認の主観的意識の面に目が向けられるという傾向が強かった。このような解釈はヘーゲルの承認論の社会学的内容を社会心理的要素に還元することにつながる。すなわち、現実的な社会関係を心理的関係に還元することにつながる。ホネットが「道徳的心理学」の観点から、人倫における承認の基本を成果の評価に求め、承認の関係を評価の関係に還元するのもこのような傾向の一つの形態である。

## 5 役割と承認

①ホネットは『承認のための闘争』においてヘーゲルの承認論を現代的に解釈するさいにとくにG・H・ミードの説（『心・自己・社会』1934年）を参照している。ミードにおける社会的相互行為論をヘーゲルの相互承認論との関係で理解する試みは興味深い。しかし、ミードの見解とヘーゲルの承認論とは一部でしか重ならない。

ミードによれば、個人は他者を〈recognize〉し、また他者によって〈recognize〉されることをつうじて、他者のなかに自分自身を〈recognize〉する。ホネットはここにミードにおける承認論の「自然主義的転換」（〈社会心理学的〉展開というべきであろうが）を見出す。しかし、まずミードが〈recognition〉をどこまでヘーゲル的な「承認」という意味で理解しているかについては問題がある。ミードはしばしば〈recognition〉を「再認（理解、識別）」という認識的なkognitiv意味で用いており、人間関係にかんしても、「尊重Achtung」という価値的、実践的な意味を必ずしも重視しない。ミードは〈recognition〉の概念を現代の社会心理学でいわれる対人関係における「認知」（承認という意味も部分的に含む）に近い意味で用いている<sup>31)</sup>。ホネットはミードに対してかなり強引な読み込みをおこない、そこから解釈された承認論をヘーゲルの承認論と関係づけているといわざるをえない。

②また、このような認知（承認）関係が分業体制に基づくことミードが明らかにしたことホネットは高く評価する（KuA.S218,S.247./118頁以下、147頁）。しかし、ミードは分業については直接には言及しておらず、ホネットも分業についてミードから直接の引用をおこなえずにいる。

ところで、じつはヘーゲルはスミスの理論を踏まえ、分業体制としての市場社会は諸個人の生活を相互に依存させるとみなし、このような関係のなかに承認関係を見出した。現代において経済学以外の学問分野で、分業の役割に注目した先駆者としてコントとデュルケームが知られているが<sup>32)</sup>、経済社会における承認は分業体制を基礎とすることを明らかにした先駆者はヘーゲルである。ホネットは自説のために助けを求めるようすれば、ミードに注目するよりも、まずヘーゲルのこのような思想に注目すべきであったであろう。

③ヘーゲルは承認の組織化、制度化にさいして、地位と役割を重視している。相互承認はたんに個人のあいだの直接的なコミュニケーションにおいておこなわれるだけではなく、それぞれの個人が自分の役割を果たすことをつうじておこなわれる。イエナ後期には、社会的承認が地位（資格）と役割を媒介とすることが明らかにされる。『精神現象学』においてはこのことがさまざまな社会関係に即して示される。男と女、兄弟と姉妹、主人と奴隸、主君と家臣、貴族と市民などの関係はいずれも、役割を媒介とした承認関係である<sup>33)</sup>。

『法哲学』においては市民社会における承認が職業階層を基礎としたものであることが示される。個人はいずれかの身分に属し、自分の職務を果たすことによって、その生計を立てる。より具体的には、個人は職業団体に所属することをつうじて、その能力と成果に応じてその生活を保障され、名譽を与えられるという形で、承認される。

地位（資格）役割の上で承認されるばあい、その内容は、その使命の達成の度合いに依存するであろうから、この承認は「成果の評価」を伴うであろう。このかぎりでは成果の評価についてのホネットの主張と一致する部分がヘーゲルの見解のなかにあるといえる。しかし、地位と役割の上の承認は普遍的で根本的なものであって、仕事の上での個別的成果の評価、およびそれらの総計に還元することはできない。

## 6 再分配としての承認の意味

①ホネットは、社会的評価としての承認は再分配を含むとみなし、フレーザーが承認と再分配とを分離することを批判する。正当な再分配は成果の正当な評価に基づき、再分配をめぐる闘争は評価（承認）をめぐる闘争と結合するというのがホネットの基本主張である。しかし、ヘーゲルにおいては再分配と承認とがどのように関係させられているのかについてホネットはまったく言及していない。再分配と承認の関係についてのホネットの主張は、ヘーゲルの見解から独立したホネット自身のものであることがこのことから明らかになる。

しかし、すでにみたように、ヘーゲルは市民社会における承認を再分配と関連させていく。彼は、生計と福祉の保障を基本的内容とするという広い意味に承認を理解したうえで、普遍的資産の分与を市民社会における承認の核心とみなす（本稿、中、VI-1-①）。経済における普遍的資産の偏った不公正な分配を是正し、その公正な再分配をおこなうのがポリツィイの役割である（VI-3-①）。市民社会による承認の根幹はこの点にある。ホネットはヘーゲルの普遍的資産論には言及していないため、承認、再分配、正義の関係についてヘーゲルの思想を汲みつくすことができていない。このことは、従来のヘーゲル研究においては普遍的資産論の意義が十分に理解されていなかったことに制約されているも思われるが。

②ヘーゲルによれば、市民社会も経済活動において個人が普遍的資産の形成に参与し、その産物を分与されることが市民社会の原則である。より具体的にいえば、個人が能力に応じて労働する機会を与えられ、労働の成果におうじて分配され、さらに能力の形成のために社会的な援助と配慮を受けるという原則に基づく社会が公平な（正当な）社会である。このような社会において承認の現実的内容が与えられる。

能力と成果に応じた分配は能力と成果についての評価を伴うので、このかぎりでは、ホネットがいうように、分配は評価と結合する。しかし、ヘーゲルは分配のさいに、労働の成果の正当な評価のみに目を向けているのではなく、労働の機会の保障 (Rph. § 236) と労働能力の形成の援助 (Rph. § 241) をも必要条件に含めている。この点でヘーゲルの方が広い視野をもっているといえる。

## 7 承認の闘争と道徳的感情

①すでに言及したように (IX -3- ③), ホネットは、仕事に対する社会の不当な評価に対する批判は怒りという道徳的感情として現れ、これが、承認を求める運動の重要な原動力となるとみなす。道徳的感情（とくに否定的な感情）は、当人にその社会的状態を客観的に認識させ、その是正のための実践を促すうえでの「精神的媒介」となるにもかかわらず、ヘーゲルはこの意義を無視しているとホネットは批判する (KuA.S.219/182 頁)。

しかし、一方で、ヘーゲルは、市場経済社会が貧富の格差を拡大し、普遍的資産の分与をいっそう不公正なものとすること、そのため貧民の「不当な扱いに対する感情」、「侮辱」や「愚弄」についての感情、「憤激」が高まることを鋭く指摘している (VII -2- ②, VII -3)。彼は賤民の歪んだ権利主張を厳しく批判するが、貧民一般の要求は「正当」と認めている。このかぎりでは、ヘーゲルは道徳的感情の役割を無視しているわけではない。むしろ、ホネットは自説と一致する部分をヘーゲルの説明のなかに見出すことができるであろう。

だが、他方で、ヘーゲルからみれば、道徳的感情はそれ自体としてはいかなる内容をも伴うのであるから、社会に対する否定的、批判的感情がすべて客観的、人倫的で、正当であるわけではない。ヘーゲルはロマン派の心情主義および、とくにこれと結合したブルシェンシャフト運動を批判する (Rph. § 126Anm. § 140Anm.S.269-S.273)。貧民の誤った権利感情 (Rph. § 241) を克服して、正しい「権利（法、公正）の感情」、「公正（誠実）の感情」(Rph. § 244) を形成することが課題となる。道徳的感情は社会についての理性的認識と結合しなければならない。

ヘーゲルは国家とポリツァイの上からの働きかけによって、社会に対する否定的な感情を積極的、建設的な感情に高めようとするが、市民の運動による下からの社会的意識の形成については言及していない、このことは、当時のヨーロッパ（ドイツのみではなく）における市民の意識の形成（市民の陶冶可能性）に対する彼の多分に悲観的な展望と結合している。たしかにヘーゲルは基本的には、ポリツァイの指導によって諸個人の相互承認と福祉の保障がもたらされるとみなし、このような承認の制度化（承認の実現されたあり方

〈Anerkanntsein〉) を強調し、承認の運動 (〈Anerkennen〉) すなわち承認をめぐる闘争の側面を後退させている<sup>34)</sup>。しかし、ヘーゲルが構想する市民社会と国家においても承認の闘争は解消されず、継続することを彼も認めている。これに対して、ホネットは承認の闘争を活性化させ、現代社会における不承認や歪められた承認を克服する方向を切り開こうとする。このことが彼によるヘーゲル承認論の批判的継承の基本である。

②ホネットは現代社会におけるさまざまな問題や葛藤を感情や情念と結合させて、理解する。ここに彼特有の社会認識がある。彼は現代社会の否定的諸現象を社会的な「病理 Pathologie」と呼ぶ（とくに『不確定の受苦』）。この用語は医学的用語を社会心理学へ転用したものである。ホネットは、〈Pathologie〉の語源としての〈Pathos〉（受苦、情熱）の感情的意味（情念）を強調する。このようにしてホネットは社会の否定的諸現象を社会心理学的にとらえ、かつその根底に情念をおく。

ホネットは個人の自由と権利の実現を社会的相互承認に見出しが、それをめざす承認の闘争の情念的側面を重視する。それは彼の運動論的戦略と結合している。彼が重視するのは、不平等な社会の状態と原因を市民に客観的に認識させ、その是正のための実践を促す戦略であろう。しかし、道徳的感情がそのための重要な動機となるという戦略的位置づけを越えて、道徳的感情を承認の基本にすえるという理論的位置をおこなうならば、ヘーゲルの承認論から乖離するだけでなく、今日必要とされる実践哲学と社会理論にも歪みをもたらすであろう。

③さらにホネットの主張の背後には彼独自の人間存在論や道徳的心理学がある。彼は自分の見解を「心理学的道徳」、「人間学化された道徳」、「社会的人間学」と呼ぶ。それによれば、人間存在にとって欲求や感情が根本的なものである。このような理解は唯物論や人間学に触発されたホネット独自のものであり、フランクフルト学派の他の論者にはみられないものである。このような人間理解が社会理論と結合するばあい、欲求や感情の表明は道徳的主張となるとされる。このような道徳的立場の強調はフレーザーによる批判を受けることになった (UoA.S.234ff./p.202ff.)。ホネットは、彼女の批判は彼自身の「心理学的道徳」の位置づけを誇張していると反論するが (UoA.S.297/p.258)，この位置づけは必ずしも明確ではないようにおもわれる。

## 注

引用文中の〔 〕内は補訳である。ヘーゲルからの引用のさいに、著作名は以下の〔 〕内のように略記する。邦訳を示すが、本稿の訳は必ずしもこれに従わない。

G.W.F.Hegel Gesammelte Werke, [GW.]

G.W.F.Hegel Werke in 20 Bänden, [WZ.]  
Über wissenschaftliche Behandlungsarten des Naturrechts. GW.Bd.4. [NR.] 『自然法論文』(松富弘志他訳『近代自然法批判』世界書院)  
System der Sittlichkeit. GW.Bd.5. [SdS] 『人倫の体系』(『人倫の体系』上巻精訳, 以文社)  
Jenaer Systementwürfe I. Zur Philosophie des Geistes. GW.Bd.6. [JGI.] 『イエナ精神哲学 I』(『イェナ体系構想』加藤尚武監訳, 法政大学出版局)  
Jenaer Systementwürfe III. Philosophie des Geistes. GW.Bd.8. [JGII.] 『イエナ精神哲学 II』(同上訳)  
Phänomenologie des Geistes [Phä.] Hrsg.v.Hoffmeister. 『精神現象学』(『精神の現象学』『ヘーゲル全集』4, 5, 岩波書店, 金子武蔵訳)  
Grundlinien der Philosophie des Rechts (1820) .WZ.Bd.7. [Rph.] 『法哲学』(『法の哲学』上巻, 下巻『ヘーゲル全集』9a, 9b, 岩波書店, 上巻精他訳)  
Naturrecht und Staatswissenschaft (1817/18) [Rph.17/18] , Hegel Vorlesungen. Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte, Bd.1 (『自然法と國家学講義』高柳良治監訳, 法政大学出版局)  
Naturrecht und Staatswissenschaft (1818/19) [Rph.18/19] , Edition K-H.Iltting, Hegel Rechtsphilosophie, Bd.1 (『自然法および國家法』尼寺義弘訳, 晃洋書房)  
Philosophie des Rechts (1819/20) [Rph.19/20] , (『法哲学講義録 19/20』中村浩爾他訳, 法律文化社)  
Philosophie des Rechts (1822/23) [Rph.22/23] , Edition K-H.Iltting, Hegel Rechtsphilosophie, Bd.3 (『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学』I, II, 尼寺義弘訳, 晃洋書房)  
Philosophie des Rechts (1824/25) [Rph.24/25] , Edition K-H.Iltting, Hegel Rechtsphilosophie, Bd.4 (『法哲学講義』長谷川宏訳, 作品社)  
Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse. Dritter Teil. Philosophie des Geistes, WZ.Bd.10. [Enz.] 『エンツュクロペディー』(『ヘーゲル全集』3, 岩波書店, 船山信一訳)  
The Berlin Phenomenology, Edition by M.J.Petry [Petry.]  
各年の『法哲学』および『エンツュクロペディー』についてはパラグラフ番号(§)のみを表記する。  
編集者によって付加された〈Zusatz〉は[Zu.]と略記する。

- 1) 工場における労働者の鈍磨化については2つのイエナ精神哲学でも指摘されている (JG.I.S.323/99頁, JG.II.S.244/190頁)。
- 2) 市場経済における貧富の格差の増大は『人倫の体系』以降、繰り返し指摘されている (SdS.S.353f./146頁, JG.II.S.244/191頁)。
- 3) ヘーゲルはつぎのことに注意を喚起している。賤民においては「邪悪心と怠惰」という腐敗が生じるが、墮落は富者にも生じるばかりがある。富者がすべてのものを金で買い、他人をも金の力で支配できると思い込むならば、賤民と類似の腐敗に陥る。「一方で、貧困が法の不承認というという賤民性の根底にあるが、他方で、富のなかにも同様の賤民の心術が登場する。富者は、すべてのものを自分で買えるとみなす。このような富によって富者は、貧しい賤民が陥るのと同様の軽蔑すべき状態、恥知らずな状態に導かれる。奴隸に対する主人の心術は奴隸の心術と同一である」(Rph.19/20 S.196)。ここでは、市民社会における倫理的墮落が最も深刻な形で現象する。
- 4) ヘーゲルによれば、「ポリツァイ Polizei」が配慮するのは市民社会における共通の利益であり、国家が公共的利益そのものを配慮するのとは異なる。したがって、一方で、〈ポリツァイ〉にとって「内務行政」「社会政策」という訳は広すぎる(この訳は国家を含むから)。また、「公共政策」という訳は適切でない(この訳はむしろ国家にふさわしい)。これに対して、「福祉政策」という訳は〈ポリツァイ

イ〉の核心にせまるが、これは、〈ポリツァイ〉を社会福祉にのみ関係させるという意味であれば、やや狭いであろう。「ポリツァイ」はギリシア語の〈ポリティア〉に由来するが、のちに警察（公安の維持）という意味に狭められた。ヘーゲルもつぎのようにいう。「〈ポリツァイ〉は普通の意味では、狭められた意義をもつが、ここでは、ふさわしい名称である。」「〈ポリツァイ〉は〈ポリティア〉に由来し、もともとは国家の全体的活動であるが、今日では、人倫的に普遍的なものの活動ではなく、市民社会を考慮した普遍的なものための活動、外的国家としての国家の活動である」(Rph.24/25. § 230,S.587)。本論（中）注、27, 30参照。

- 5) 国民経済学による需給の均衡の法則の認識、およびその限界についてはすでに『人倫の体系』において言及されている (SdS.350ff./145 頁以下)。ただし、このような理解はスミスを念頭においたものというよりは、彼に先行するジェームズ・スチュアートを念頭においたものであろう。『人倫の体系』に対するスチュアートの影響については、佐山圭司「『人倫の体系』におけるヘーゲルの経済学受容」(ヘーゲル研究会『ヘーゲル哲学研究』第 8 号、2002 年) 参照。
- 6) 社会的富の再配分のために効果的な方策は累進課税である。「法哲学」およびその諸講義においてはこの問題は扱われていないが、『人倫の体系』において簡単に言及されている (SdS.351ff./154 頁)。『イエナ精神哲学 II』においては、税制の公正化という文脈で累進課税が暗示されている (JG.II. S.252/198 頁以下, S.245/192 頁)。
- 7) ヘーゲルのポリツァイ論はスチュアートの影響のもとに着想されたといわれる。たしかに、スチュアートは為政者の社会政策による経済に対する働きかけを主張したが、この社会政策の内容は必ずしも具体的ではない。これに対して、レッセ・フェールの先駆者といわれるスミスはじつは〈policy,policy〉の名のもとに、国家による一定の社会政策について語っている。本稿（中）VI-3-⑤、および注 32、参照。
- 8) フィヒテの国家論については以下の拙論を参照。「国家における自由と陶冶」日本フィヒテ協会編『フィヒテ研究』第 9 号、2001 年、「後期フィヒテにおける国家論の転換」札幌大学外国語学部紀要『文化と言語』第 69 号、2008 年。
- 9) ヘーゲルは植民についてつぎのことについて注意を促している。植民地の住民は本国の住民と対等な権利をもつべきである。植民地が独立を要求すれば、それは承認されるべきである。したがって、ヘーゲルはたんに帝国主義的立場から本国による植民地の一方的支配を主張するのではない。近代においては「植民地の人間は……祖国の市民よりもわずかの権利しかもっていない。」「今日で一般的に確信されていることであるが、植民地を解放することは、イギリスにとって、少しも恥でないだけでなく、そこにその最大の利益が生じる」(Rph.24/25. § 248)。「近代においては植民地には、母国の住民に許されていたような権利は許されていかなかった。この結果、イギリスやスペイン植民地の歴史が示しているように、戦争が生じ、ついに独立が達成された。植民地の解放が本国にとって最大の利益であることが証明されるのは、奴隸の解放が主人にとって最大の利益であることと同様である」(Rph. § 248.Zu.)。「かつては、アメリカがイギリスから独立したことはイギリスにとって不幸とみなされていた。しかし、この出来事はイギリスの商工業にとってきわめて有益であることが明らかになった」(Rph.19/20.S.199)。「植民地は最初は本国に依存するが、しだいに自立的になり、独自の国家を形成する」(Rph.17/18. § 120)。なお、植民地の獲得をめぐる抗争が国家のあいだの戦争の原因となるが、ヘーゲルはこれには言及していない。これは、彼の当時はまだ〈帝国主義的時代〉でなかつためであろう。
- 10) ヘーゲルは、固定的に民族国家と対立させられるさいの世界主義を空虚なものとして批判しているが、権利の主体として人格の普遍性の意義を重視している (Rph. § 209)。

- 11) ハーゲルによれば、海を越えた通商活動によって、人々は自分を危険にさらす勇気が生じ、利己心を克服する可能性が開かれる。「営利（営業）の追及のさいに、それ産業は、営利を危険にさらすことによって、同時に営利を越えて、郷土 Erdscholle への固執や市民社会の制限された範囲への固執に流動性、危険および没落という要素をもたらす」(Rph. § 247)。「利得を主要な事柄とする営業の圈のなかに海洋は勇気を生み出す。生命力を与える海洋によって、市民社会の自己固着（不活発）が妨げられる」(Rph.22/23. § 247)。「海洋は通商（商業）にとって最高のものである。それは心を広げ、またそれに従事する者は利得の追求のさいに同時に、利己的目的を断念する。……ここに勇気が生まれ、通商は自分のなかでと勇気へ進んでいく」(Rph.19/20.S.200)。ここに通商の「人倫的意義」があるといえる。
- 12) ここでいわれる〈Stand〉は中世における固定的な「身分」ではなく、「職業上の社会的地位」を意味する。本稿では基本的にこれに「職業階層」という訳を当てる。ハーゲルは近代における職業選択の自由を重視する (Rph. § S.262, § 308Anm.)。彼は、職業組合が栄えた中世のドイツを「美しい時代」とみなしながらも、その閉鎖性を批判する (Rph.17/18. § 121Anm., § S.262)。
- 13) 〈Korporation〉（職業組合）は〈Genossenschaft〉（同業組合）(Rph. § S.251), 〈Gewerbe〉（商工組合）(Rph. § S.288), 〈Zunft〉（職能組合）ともいいかえられる。〈Kreis〉（自治圏）という用語も用いられるが、これは広義には〈Korporation〉（職業組合）と〈Gemeinde.Kommune (commune)〉（地方自治体）を含む。地方行政区（郡）としての〈Gemeinde〉は〈Provinz〉とも呼ばれる。最も広い意味をもつのは〈Kreis〉であり、これに〈Gemeinde〉が、さらに〈Korporation〉が続く。ただし、〈Korporation〉（組合）が〈Gemeinde〉より広い意味で用いられることがある。以下のような用例がみられる。「自治団体（Gemeinde）は一種の組合（Korporation）でもあって、組合はより多くのものを自分のなかに含む」(Rph.24/25. § S.251,S.618)。「職業組合はまず自治団体 Gemeinde として、より詳しくは商工組合 Gewerbe、職能組合 Zunft として表象される」(Rph.24/25. § 251 S.621)。〈Kreis〉については、小川仁志「ハーゲルの多元主義的国家観」, (『ハーゲル哲学研究』12, 2006年). 参照。氏は〈Kreis〉を「自治的集団」と訳している。
- 14) 職業組合が国家の根幹をなすことは制度的にはつぎのことのなかに示される。議会における下院の代議として選出されるのは、地方自治体と職業組合の代表であり (Rph. § 308), これが国家（君主）によって追認され、任命される (Rph. § 288)。なお、上院の議員は、「実体的職業階層」に属す土地貴族である (Rph. § 307)。
- 15) ハーゲル国家論の多元主義的要素については、前掲、小川論文および、そこで紹介された文献が詳しい。
- 16) フランスでは「統治の職務は中央集権化される。」この体制はナポレオンのもとで完成された。フランスでは職業組合および地方自治体が欠けている (Rph.24/25. § 290,S.690, Vgl.Rph. § 290Zu.)。フランス革命においては、「全体が分節化していく精神的存在としてのすべての職業階層（身分）が根絶される」(Phä.416)。
- 17) ハーゲルは統治における有機的分業を構想する。彼は統治の多元的な分散をも中央集権をも批判し、「官庁および官僚の位階制と責任制」と「地方自治体と職業団体の権限」とを結合し (Rph. § 295), これら全体の頂点に君主を位置づける。
- 18) 工場労働者についてはつぎのようにいわれる。「しかし、一都市において手工業者が定員を超過すると個人は苦しくなり、諸個人の〔特定部門への〕殺到は解消される。しかし、工場のばあいは事情は異なる。工場の労働は抽象的であり、その大量の生産物のために巨大な市場が必要になり、彼〔工場主〕は自分の産物を販売するために、より広い範囲を求めなければならなくなる。……このため、

別の工場が設立され、よりよい機械が発明され、より安価な労働者を雇い、原料のより容易な獲得する点で工場主には偶然性が生じる」(Rph.17/18. § 104.S.133)。このことに対して職業組合はつぎのような役割を与えられる。「工場労働が機械的になればなるほど、それだけ人々は工場に従属する。これらの人々の生計を保障するためにポリツァイが登場し、[職能組合] 特権を与え、労働者の数を制限する。激しすぎる競争を抑制するために職能組合が成立する」(Ebenda.)。

- 19) このことは、『自然法論文』(1802年)において人倫（国家）がその非有機的自然（経済）とのあいだで演じる悲劇（人倫の悲劇）と呼ばれたことに対応している (NR.460ff./77頁以下)。
- 20) 「このことはとくにイギリスに当てはまる。愛国心はこの方向へ転化している。万人は、國家が維持されることに関心を抱いている。というのは、万人は、自分の特殊的利益のすべてを自分の特殊的諸領域〔職業階層〕のなかにもつが、これらの領域は国家においてのみ存続するからである。万人がこれらの領域を自分の職業階層のなかで維持するので、普遍的なもののために働く」(Rph.17/18. § 141Anm.)。このように、「イギリスにおいては、市民の特殊的な利益が全体と結合しており、この点で偉大な愛国心が生じている」(Rph.22/23. § 250-256.S.714)。
- 21) ヘーゲルは『自然法論文』(1802年)における自分の叙述を再び引用している (NR.450/62頁以下)。
- 22) ヘーゲルは、近代において戦争のあり方が変化したことに対する注目する。兵士にとって、敵がみえにくくなり、戦争は「非個人的（非人格的）」となった。一方では、兵士個人の敵意は薄まり、戦争は「人道的」となる。しかし他方で、兵士は敵とその死に対して「冷淡」となる。たとえば、砲弾は不特定の兵士に撃ちこまれる (Rph.22/23. § 250-256.S.714)。戦争のこのような機械化は絶滅戦争の新しい条件となるが、ヘーゲルはこのことには言及していない。ヘーゲルの戦争論については加藤武尚『戦争倫理学』筑摩書房、2003年、第9章、参照。山内廣隆「ヘーゲル政治哲学の現代的意義」（政治哲学研究会『政治哲学』第8号、2009年）は、ヘーゲルの戦争論についてとともに彼の国際政治論について論じたし・ジープの「ヘーゲルとヨーロッパ」を紹介している。ジープによれば、全体がその諸分枝に相対的自立（自律）を許しながら、これらを自分に統合する有機体についてのヘーゲルのモデルは EUにおいて実現可能である。しかし、EUにおける多元性を含む全体をヘーゲル的な意味での有機体とみなしてよいかどうかについては吟味が必要と思われる。
- 23) 〈Redistribution〉と〈recognition〉、あるいは〈maldistribution〉と〈misrecognition〉の関係をいう点で、表現上は英語版の方が興味深い。
- 24) ホネットは資本主義の「メリットクラシー（成果主義）」を前提にしながら、それをいわば逆手にとって、成果の公正な評価を求める運動を重視するが、個人の社会的評価の基本を成果（仕事の結果）に求めるのが適切かどうかがそもそも問題であろう。評価や承認を行ふの外のみに求めるのではなく、その内面（動機や幸福観、生活観など）も考慮されなければならないであろう。フレーザーはホネットの見解をつぎのように批判する。資本主義社会の関係を評価の秩序に還元することは一面的であり、歪んだ評価は位階秩序（支配・服従の秩序）の結果である。後者の客観的秩序を前者の主観的、心理的因素に還元することは、資本主義社会に対する批判としても有効でない (UoA. S.243ff./p.212ff.)。
- 25) ホネットはヘーゲルのテキスト読解のさいに多くの点でヴィルトの研究 (Andreas Wildt : Autonomie und Anerkennung, 1982) に依拠しているが、彼による解釈の大枠はハバーマスに従っている。イエナ期のヘーゲルの承認論の変化についてのハバーマスとホネットの理解の問題点については、拙著『承認と自由』(未来社、1994年) 115頁以下を参照。
- 26) ヘーゲルはさまざまな情報を収集し、イギリスにおける民主主義の展開、市民の権利の拡大の動向に注意を払っていた。このことは最晩年の『イギリス選挙法改正法案について』(1831年)にも示

されている（上妻精神・金子武蔵訳『政治論文集』下、岩波書店）。

- 27) ブルシェンシャフト運動に影響を与えたフリースに対する『法哲学』序文における批判（Rph. ZW.Bd7.18ff.）は有名であるが、ヘーゲルは、ブルシェンシャフト運動が過激化によって弾圧を招くことを懸念したのであり、この運動の批判的精神そのものには理解を示し、この点で当局から嫌疑をかけられさえした。のことについてはドントの研究が詳しい。Jacques D'Hondt : *Hegel et son temp*, 1968 (杉山吉弘訳『ベルリン時代のヘーゲル』法政大学出版局) II.
- 28) 『再分配か承認か』においてもホネットはつぎのようにいう。「人倫の概念」は「歴史的に特殊な承認領域の総和についてのきわめて抽象的な表象」にすぎない (UoA.S.173/p.146)。
- 29) ホネットによれば、フレーザーは正義（公正）の理解においてハバーマスの手続き主義の影響を強く残している (UoA.S.301/p.262)。
- 30) イエナ後期にヘーゲルが叙述する「名譽をめぐる闘争」は中世の騎士道を連想させ、必ずしも近代的なものではない。ヘーゲル自身は、「名譽をめぐる闘争」は「決闘」とは異なると断っているが(Enz. § 432.Zu.)。ヘーゲルは、(古い意味での) 名譽に基づく国家は封建的であると批判している。
- 31) たとえば、ミードのつぎの文においては〈recognition〉は必ずしも承認という意味には用いられない。とくに、「他人における自分の〈recognition〉」というばあいの〈recognition〉は「承認」でなく、「認知（再認）」を意味するであろう。「私と他者との区別」は「他者の〈recognition〉（認知、承認）および他者におけるわれわれ自身の〈recognition〉（認知）と呼ばれるものにおけるわれわれの経験のなかで表現される。われわれは他者のわれわれに対する関係のなかで他者を〈recognize〉（認知、承認）できないかぎりは、われわれ自身をも明確に理解する realize ことはできない」（『精神・自我・社会』第3部、第25節）。ヘーゲルは、「他人のなかに自分を直観する」ことを承認の基礎におくが、このことは認知的意味をも含む。ホネットはミード解釈のさいに独訳（Hans Joas の訳）に影響されているのかもしれない。
- 32) コントは社会有機体説の立場から、分業に注目した。デュルケームはこれを踏まえ、前近代的な連帯（これを機械的連帯と呼ぶ）から、分業に基づく近代の新しい連帯（有機的連帯と呼ぶ）を区別する。もデュルケームに言及している (KuA.S.339/239 頁)。
- 33) 『精神現象学』における承認と役割の関係については、拙論「『精神現象学』における承認の特徴」（日本ヘーゲル学会編『ヘーゲル哲学研究』14、2008年）参照。
- 34) 「承認の運動」は国家の設立以前の自然状態においてのみ生ずるとされる (Rph.351Anm.)。しかし、国家設立後の歴史的段階においても——承認の実現が不十分であり、また歪められた形をとるかぎりで——承認の闘争が継続することはヘーゲルの世界史の考察（とくに『精神現象学』）において指摘されている。